

尖閣諸島沖中国漁船船長逮捕事件について

三好正弘

去る九月に尖閣諸島沖で発生した一つの事件について、本誌編集者から国際法の観点から書いてくれないかとの依頼があった。長年愛知大学に勤めた者として、これに応えない訳にはいかないが、詳しい国際法の議論はいずれ別の機会に関連資料・文献に基づいて本格的に展開するとして、今回は事件について率直な個人的感想を綴ってみようかと思う。

まず簡単に事実関係を復習しておく。平成二二年九月七日、尖閣諸島沖で海上保安庁巡視船「よなくに」及び「みずぎ」が領海侵犯の中国漁船を追跡中、この漁船に体当たりされ、漁船に接舷して海上保安官が立ち入り検査をし、船長ほか船員を逮捕し漁船を拿捕す

るといふ事件が発生した。政府はほどなく他の船員と漁船を釈放したが、船長の身柄を拘束して日本の国内法を「肅々と適用する」とした。これに対し、中国側は当初比較的冷静に対応していたが、政府が船長の拘留を続けこれを一〇日間延長するに及んで、俄然強硬姿勢に転じ、駐中国日本大使を五度にわたり（そのうち一度は深夜という非常識な時刻に）呼び出すという異例の措置のほか、「白樺」ガス田開発の条約交渉の延期、青少年交流の中断や観光客の渡航差止め、レアアースの対日禁輸、フジタ社員の拘束などの挙に出た。日本は九月二四日、対中関係を考慮してとの理由で、唐突に船長を「処分保留」で釈放した。

中国側の言い分は、尖閣諸島（中国名は釣魚島）は古来中国の領土ゆえ、日本による船長の逮捕は不当であり、（船長の釈放後）日本に対し「謝罪と賠償」を求めると言明し、両国関係を悪化させる事態の展開の結果には日本が責任を負うとした。日本側は、中国に対する謝罪も賠償も拒否し、逆に巡視船の損害に対する原状回復を要求すると言明した。

その後も、一〇月中旬から一〇月末にかけて、中国各地で反日デモと破壊活動、日本品不買運動などの動きが見られ、平穩が回復していなかったところ、一月初めに中国漁船の体当たり状況を示す四四分のビデオ映像が流出し、これに先立って国会で一部の議員が

視聴した六分五〇秒に編集された映像とは別のものが出現した。その後の調査で、第五管区海上保安本部の一海上保安官が流出させたと名乗り出た。理由は明確ではないが、事件発生からかなり遅れて短いビデオ映像が国会に提出されたことに對する不満がこういう不正規の形で出てきたということか。

この一連の事態の展開を見ると、彼我的状況に誠に不思議で不愉快な諸側面があることに気付くのである。以下、簡単にそれを示し、筆者の感想を述べてみたい。事件発生直後から中国漁船船長の釈放あたりまでの動きを見て、まず筆者の目に奇異に映つたのは、日本のメディアの報道ぶりである。新聞では主として朝日新聞とジャパン・タイムズ、テレビでは主としてNHKとときに名古屋テレビ（テレビ朝日系か？）を以ての印象であるが、中国の情勢や

主張が詳しく報道されたのに對し、日本のそれは割に少ないし詳しくもなかった。日本側の情報源たる政府の発表がそもそも少なく、かつ抑え気味という背景事情があつたが、それにしても中国の情勢について事細かに報道し解説する様は、中国のスポークスマンではないかと思わせる感じがあつた。これは、意図せざるものかもしれないが、中国側の対日批判に對し日本側が正面から反駁しないという図式が展開され、事態の改善のために日本がどう対応すべきかと心配しなければならぬという気配を讀者・視聴者に暗示しており、あたかも日本側に責任があるかのような印象・心証を生み出す効果をもたらしたいように思われる。重要な日中關係を壊さぬように（このことに反對する者はいるまい）、日本側だけでなく中国側が何をなすべきかということは何もいわないという、片手落ち

の報道であり解説である。何人かの中国研究者もメディアに駆り出されてコメントしていたが、概ねメディアの論調と同じで、重要な日中關係を損なわないようにしなければいけないというだけで、何かをなすべきなのは日本側であるというニュアンスを見せ、中国側には注文を付けないで終わつていたようである。中国専門家なら率直に注文を付けてもよかつたのではないか。注文を付けるのを遠慮したとすれば、それは研究者としてフェアな態度ではないし、中国の姿勢に批判の余地を見出し得なかつたというのなら、それはもはや研究・分析の不十分であることを露呈しているというべきではないか。

果たして事は本当のところどうだつたのであろうか？ 一般の局外者には微妙なところが見えないのが常であるが、こういうとき、我々日本人はどちらかかというところ

えて意思表示をする傾向があるのに対し、中国人は自然の感情表出だけでなく、共産党中央の指図に従つてのようであるが、どうやら演出効果を考へて行動するところがあるように思われる。この違いは、実は極めて大きい効果を持つことになり得るのである。いずれの側の意思表示もメディアを通じて提供された表現通りに世界に知れ渡ることになるが、詳しい事情を知らない地球の反対側の人々は、伝達された情報を取り敢えず額面通りに受け取るに違いない。それが何度も何度も繰り返されるかどうか。遠慮して、抑え気味にものをいった側が不利な立場に置かれ後にホゾを噛んでも後の祭りである。後に自らの不手際に気付いて形勢の挽回を図ることは不可能ではないが、それには最初から主張した場合の何倍、何十倍ものエネルギーが必要になる。我々日本人はこの意思表

示の「効果を狙う」ことにもっともつと気を配る習慣を身に付けなければならぬ。我々はあまりにも無防備で、お人よしに過ぎる。ビデオ映像の流出は国内問題であるから、それこそ「肅々と」扱えばよく、大げさにその対中効果を云々する必要は全くない。この件について中国側はあまり反応を示さないようである。理由は、おそらく、問題の海域は中国の領海だから、そこに日本の巡視船が勝手に入り込んできたのが悪いのであつて、それに漁船が体当たりしたとしても責められる謂れはない、といったところか。

ここで、国際法の話に目を転じてみよう。中国の硬い姿勢は、尖閣諸島が古来中国の領土であり、その周辺の海域は中国の領海だという前提に基づいている。つまり、日本が依つて立つ日本の領海という根拠に真正面からぶつかると論拠である。そして、日本は尖閣

諸島が日本の領土であることに疑いの余地がなく、従つて日中間にこの島嶼を巡る領土問題は存在しないとされている。日本側の法的論拠は、簡単にいえば、一八九五年に閣議によつてこの島嶼を沖繩の一部として編入したこと、これに対し中国側から何の抗議も表明されなかったこと、この島嶼に中国が領有の意思表示を始めたのは一九七〇年代に入つてからであり、それまで何の手段も講じていなかったことである。これに対し、中国は七〇年代以降のことだが一貫して歴史的根拠を立てて領有を主張している。それでは、その歴史的根拠がどれほど正しいかということになるが、論証が難しい面があることは確かであるが、幸いにして、日本の国際法学者の中に、国際法的論拠の展開に加え、中国側の歴史的主張を逐一検証し、見事にこれを覆した学者がいる。^{*}学問的にも、中国側の主張

には根拠がないことが明らかに
なっているのである。

日本の閣議による領土編入とい
う措置は、突如不用意になされた
ものでなく、その前に慎重な調査
をしてどこの国もこの島嶼に領有
の意思を示していないことを確認
した上のことであつた。「無主の
地」であることを確認して、それ
を「新たに領有する」という法的
措置をとつたのである。そして、
それに対して、中国を含めてどこ
の国からも抗議がなされなかつた
という厳然たる事実がある。この
事実を疎かにしてはならない。国
際法では、必要があるときに国家
が明確な意思表示を怠ることは、
その国家の落ち度であつて、その
結果権利を失うことがあるとされ
ている。従つて、自らに不利益と
なる事態が現出したときは、これ
に対して最低限の措置として外交
的に「抗議」することが常識とさ
れているのである。沈黙を守るこ

とは「黙認」に通じ、黙認は積極
的な「承認」と法効果は異なら
ない。それが国際法の常識である。
このことは近代の国際裁判で繰り
返し確認されてきている。中国

は、このような国際法原則は植民
地主義の遺制だといひ、それには
従う必要がないという。なるほ
ど、これに限らず、現代国際法の
諸規則・原則には植民地主義時代
に形成されたものがある。それ
は、それらが現代において無効に
なっているかといへば、多少の争
いのあるものもあるが、概ね現在
なお有効である。現に、中国はそ
の版図を広げてきた自らの歴史を
近代国際法原則の「実効的支配」
によつて根拠付けている。「実効
的支配」こそが植民地主義全盛時
代の産物である。これは、ある土
地の領有国がその土地を一定の期
間（この期間の長さは明確ではな
く、ある裁判条約では五〇年と明
記された例がある）しっかりと保

有・支配していないと、その間に
別の国家がこれを横取りすること
が許されるということで、アフリ
カや南米の植民地を巡る領土・国
境紛争の国際判例にも例がある。
一見ひどい論理のように見える
が、国際社会の法秩序の安定と維
持のために一定の合理性があるか
ら今日なお存続しているのであ
る。都合のよいときに近代国際法
原則を使い、都合の悪いときにこ
れを否定するのは、誠実な行為で
はない。

もつと軽微な「抗議の欠如」さ
えが決め手になつた例もある。一
九七七年英仏大陸棚境界画定仲裁
裁判において、英国南岸の八海里
沖合に Eddystone Rock という灯
台のある無人の小島ないし岩礁が
あつて、英国はフランスとの中間
線を引くのに南岸の海岸線ではな
くこの岩礁を起点にして測ること
を主張した。フランスは、英国の
主張を容れると中間線が自国寄り

になるから、当然これに反対したが、裁判所は、英国が一九六〇年代半ばにこの岩礁を起点にして漁業水域を設定した際にフランスが抗議を怠ったという事実を採り上げ、フランスの黙認を認定したのである。結果は、この岩礁の箇所に関する限り、中間線はフランス寄りに引かれることになった。このように、然るべきときに抗議を怠ると、それは大きな不利益に繋がる場合があるのが国際社会の掟である。

中国が尖閣諸島に領有の意思表示を始めたのは、国連アジア極東経済委員会（ECAFE）の下部機関であった「アジア海洋鉱物資源共同探査調整委員会」（CCOP）が一九六八年秋にその近辺の海域の海底調査を行い、石油・天然ガスが賦存するという調査結果を翌年に公表したのを受けて日本、韓国、台湾がその探査・開発に向けて動き出したからであり、

一九七〇年一月四日付け人民日报紙上の抗議が初めての意思表示かと思われる。CCOPが尖閣諸島近海の海底石油・天然ガス資源がペルシャ湾に並ぶほどの有望なものだとしたため、資源に慾目が出てきたのであろう。その後一九七〇年代に何度か領有の意思表示を繰り返して、一九七八年一〇月に日中平和友好条約の批准書交換のために来日した鄧小平氏が、尖閣諸島の帰属について両国間にあるとする紛争の解決を次世代の知恵に任せようと発言したといわれるが、これは中国が遅れて領有の意思を表明したのに日本側が取り合わない状況で、日中間に領土紛争があるということを印象付けようとした氏一流の機知の発言であつたかと思われる。

そして、一九九二年二月二十五日に第七回全国人民代表大会常務委員会第二四回会合において「領海及び接続水域法」を採択し、第二

条二項に中国領土の範囲を示してそこに台湾、澎湖諸島と並べて「釣魚島」を明示したのである。ところが、これに先立つ一九五八年九月の「領海一・二海里拡張宣言」（人民日报同年九月五日）においては、同じように中国領土の範囲を示し台湾、澎湖諸島を明示しながら、そこには「釣魚島」が見事に抜けているのである。この事実を見逃してはならない。これは、尖閣諸島が自国領であるとの認識が欠如していたことを物語る。つまり、一八九五年の日本の

閣議による尖閣諸島編入に対する抗議の欠如に加えて、一九五八年九月現在でもその自国領との認識の欠如が見られるのである。それも当然で、一九五三年一月八日付け人民日报が、当たり前の如く「尖閣諸島」（と日本名で表記）を「琉球群島」の一部として扱っている事実がある。この記事は尖閣諸島問題とは無関係の文脈で書か

れているので、その無意識さの中にむしる真実が出てくる。そこで、遅ればせながら領有意思をどのように示すのが効果的かを検討した結果、慌てて一九九二年の制定法で自国領だと示し、国際法的根拠がないものだから、古来の歴史的領有だと言い張っているのである。自らの法的根拠の脆弱さを意識しているからこそ、敢えて法の論理の枠を外して歴史を持ち出しているといえよう。こういう見え透いた作為は法律家の目には誤魔化しようのないものであるが、国際社会では、その主張が執拗に報道されこれに対する反駁が弱いと、執拗な主張が正しいとの印象が定着してしまう虞がある。中国の指導部は、この累積的心理効果を狙っている可能性が高い。日本側がどれほど強く、執拗に反駁するかをテストしているのかもしれない。

このような前後矛盾した論理の

展開は我々日本人には気恥ずかしくてできないことであるが、中国人は平気でこの種の言動をとるようで、目的のためには手段を選ばないといわれる。本稿の主題とは別のことだが、日本領の沖ノ鳥島の法的地位に関して、日本がこれを正規の「島」として扱っていることを、中国はかつて評価していたことがある。おそらく、南シナ海にある多数の居住不能な島嶼で中国が自国領とするがベトナムなどから領有を争われている島嶼の扱いの参考にしようとの意図からであったかと思われる。ところが、近年手の平を返したように沖ノ鳥島を目のかたきにして、これは単なる岩礁であって二〇〇海里EEZや大陸棚を持つことはできないと非難している。これは、それなりに理由のある批判といえようが、ことの真相は、中国海軍が太平洋に出て活動するのに沖ノ鳥島周辺のEEZが邪魔になるとい

うにある。国家海洋局高官の海洋法専門家が二〇〇七年に書いた論文にそのことが率直に書かれているのである。こういう前後矛盾した論理展開を彼らは臆面もなく高声に行うのである。事情を知らないメディアがこれを世界に吹いて回ったとき、面倒なことだが、日本はその誤りを一々指摘して世界に知らしめなければならぬ。中国は尖閣諸島が「核心的利益」であると叫んでいるようだが、何といおうとも国際法的には根拠がないことであるから、こちらはその認識に立って毅然と相手の誤りを指摘し続けることが肝要である。中国指導部は、今年度ノーベル平和賞受賞者劉曉波氏を犯罪者として授賞国ノルウェーを非難し、諸国に対して式典出席を控えるように伝えており、それが内政干渉だということには頬かむりする神経の持ち主である。また、法輪功修煉者に対する極めて残酷な

弾圧が伝えられるところ、それは一九九九年からのことであって、一九九三年の気功の祭典「東方健康博覧会」において前年創立の法輪功に対し最高賞を授与していたのである。数年の間に共産党員数を凌ぐ会員数に増大したのを恐れての方針転換であろう。こうした気紛れな政策の展開に日本がどうか対応すべきかと悩むなどというのは愚かなことである。

翻つて、一九九二年の中国の領海及び接続水域法が尖閣諸島を中国領と規定し、これが日本の領土権を侵害する措置であることが判明したとき、日本はどのような対応措置を講じたのか？ 日本のある中国研究者は日本は何の措置も講じなかったというが、筆者は、外務省の担当官から口上書によって抗議したと聞いている。その口上書のコピーを請求して断られたので、内容は承知しないが、相手方の行為は当方の主権侵害であり

常識的には最大級の言葉で非難し抗議するに値する行為だと認識で抗議の口上書を起草したのかどうか。また、そもそも国家間の外交文書として、口上書がどの程度の重みを持つものなのかということも問題である。先に日本人の無防備とかお人よしということをいったのは、こうした相手方の思考・行動様式に無頓着であること指摘したからであるが、まさか外交当局がこのような能天気な認識ではあるまいと思いたい。

中国側の、ある意味では神経質ともいえるほどの反応の仕方を見ていると、その神経に対応するにはこちらも用意周到に細かい対応を常に考えておく必要を感じる。つい最近ある週刊誌が、かつて尖閣諸島に上陸しようとする中国人がいる場合に備えて、日本側は事前にこれを抑える措置を講じる一方、中国側は抗議船の尖閣諸島接

近を控えさせるという「密約」が日中間に存在したと報道したのに対し、中国側はすかさずそのような密約はなかったと反論し、こうした誤報道の結果は日本がとらなければならぬ、といつものながらのレトリックで応じた。かくの如くに中国は事細かにこちらの言動に反応する傾向がある。

もつとも、それはすべて計算づくでなされているようで、レアアース禁輸やフジタ社員拘束を咎める日本側の発言に対しては、当然反論なりがあつて然るべきところ、言を左右にして曖昧に対応している。外交当局はこのような中国のくせを見抜いていると思われるが、呑気な国民一般と一部の政治家達はこれに気付かず、報道を額面通りに捉えて、また日本側に責任があるのではないかと無用の心配を重ねている。誠に不愉快極まりない図式である。こういう図式を造りだし、常に日本を凹ませ日

本の上^{うわ}手に立とうとするのが先方のやり方だということをお腹の底に据えておかなければならない。

以上のことを簡単にまとめるならば、中国側の攻勢に対し面倒でも（実際うんざりするほど面倒であるが）その都度遠慮なく反論すること、問題をこじらせているのは日本ではなく中国側の責任であることを指摘すること、論理的に無関係の措置をとって日本を困らせる行動（例えばレアアースの禁輸）も中国側の責任であると反論すること、尖閣諸島が歴史的に中国の領土だという主張の違法性を繰り返して堂々と論証すること、今後もあり得る「歴任認識」云々の理屈も概ね日本を凹ませ日本の上手に出ようとするための便宜的で無関係な言い分であることを承知しておくこと、これらを外人記者クラブを通じて外国メディアによって世界に流させるほか、国連の場などを利用して世界に広報す

るなどの具体的措置をとること、等々が必要である。そのためにもっと多くの人材を使い、必要な金を使うべきであろう。

しかし、これらの基本にあつていつそう重要なのは、対中国に限らず、国際関係について大きな戦略とこれを実施するための細かい戦術を、国家安全保障の基本政策として、知恵を絞って周到に用意しておくことであろう。日本は、一党独裁の全体主義国家とは違い、この種の政策立案に各種の立場が反応して統一的な政策の構築に難しい面があることは確かであるが、日本と同様の例えば英、米、独、仏、北欧などの民主主義諸国を見ると、それぞれ対外政策の戦略と戦術をそれなりに整えているように見える。日本にもできない訳がないし、子々孫々のためにもやらなければならない。十分な備えがあれば、あまり大騒ぎをすることもなくなる。犬の喧嘩で

も人間の喧嘩でも、弱い方が大声を出すようで、かつて三十数年前ロンドン留学中に街角で目撃した喧嘩や、二十年ほど前バリ島の国際海洋法学会年次大会の休憩時間に見た高名なアメリカの海洋法専門家二人の喧嘩でも、野次馬根性で注意深く聞いていると、大声で弁じ立てていたのは形勢の悪い方であった。鷹揚に構えていられるように、怠りなく戦術・戦術を備えたいものである。

（平成二十二年一月二三日）

（*）参考までに尖閣諸島の法的地位に関する若干の文献を示すと、次のようなものがある。

〈本文に言及したもの〉

尾崎重義「尖閣諸島の国際法上の地位——主としてその歴史的側面について」『筑波法政』第一八号（その二）（一九九五年三月）、一七七—二五八頁。

Ozaki, Shigeyoshi, "Territorial Issues on the East China Sea: A Japanese Position", *Journal of East Asia and International Law*, Vol. 3, No.1 (Spring 2010), pp.151-174.

〈主として関係資料を収集したもの〉
南方同胞援護会機関誌『季刊 沖繩』第五六号「特集 尖閣列島」(昭和四十六年三月二十五日)、二五六-六八四頁。

同第六三号(六一、六二合併号)「特集 尖閣列島第二集」(昭和四十七年二月三十一日)、二八〇頁。

〈日本の領有権を主張するもの〉
奥原敏雄「尖閣列島領有権の根拠」『中央公論』一九七八年七月号。

同「尖閣列島——中国及び台湾の領有論批判」『AFAシリーズ』78 No.5(昭和五十四年一月)、五七頁。

〈批判的立場に立つもの〉
高橋庄五郎『尖閣列島ノート』青年出版社、一九七九年一〇月一五日、二二頁。

〈中国側の立場に立つもの〉
井上清『「尖閣」列島——釣魚諸島の史的解明』現代評論社、昭和四十七年一〇月九日、二七八頁。

吳天穎著・水野明監訳・青山治世訳『甲午戦前釣魚列嶼帰属考——奥

原敏雄諸氏への反証』外交出版社、一九九八年、一四一頁。

Hui Wu and Dan Zhang, "Territorial Issues on the East China Sea: A Chinese Position", *Journal of East Asia and International Law*, Vol. 3, No. 1 (Spring 2010), pp. 137-149.